

第1条(本規約)

本規約は、株式会社コメリキャピタル(以下「当社」といいます)が発行するアクアカード(以下「カード」といいます)の申込み及び利用について定めたものです。会員は、本規約、株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項、株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項及びコメリポイントサービス規約の内容及び適用について承諾のうえ、カードの申込み及び利用するものとします。なお、ココPayをご利用の場合は「ココPay特約」も適用されます。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- ①「アクアカード」とは、会員があらかじめチャージした金額の範囲内で、加盟店で商品等の購入代金を決済できるものをいい、
 - イ) 会員が直接カードで決済する方法
 - ロ) 会員がモバイル機器で決済する方法
 のいずれかの方法で利用するカード決済をいいます。
- ②「会員」とは、第1条に基づきカードの発行を希望し申込み手続きを行う者、及び当社がカードの利用を認めてカードを発行する者をいいます。
- ③「加盟店」とは、コメリポイントサービス規約第8条記載のコメリグループ企業のうち、当社とアクアカードサービスの加盟店契約を締結した株式会社コメリ及びコメリグループ企業(以下総称して「コメリグループ」といいます)並びに当社が認めた法人等をいいます。
- ④「利用登録」とは、会員がカードを利用するために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。利用登録は、モバイル機器の当社指定のアプリケーション等で手続きすることができます。
- ⑤「チャージ」とは、会員がコメリグループの店舗内のレジ又は当社所定の方法によりカードに任意の金額を入金すること、及びその手続きをいいます。
- ⑥「商品等」とは、カードでの決済により購入の対象となる商品、サービス又は権利をいいます。
- ⑦「カード決済」とは、カードにチャージした金額内で、加盟店で商品等の購入代金の全部又は一部を支払うことをいいます。
- ⑧「アクアカードサービス」とは、チャージ、カード決済、未利用残高の確認その他のカードにかかるサービスの総称をいいます。
- ⑨「未利用残高」とは、会員がカードにチャージし、未利用の状態にある金額をいいます。
- ⑩「有効期限」とは、加盟店で未利用残高を利用できる期間をいいます。
- ⑪「払戻し」とは、未利用残高の払戻しをいいます。
- ⑫「残高移行」とは、当社が認めた場合に、会員のカードから別に発行した同一会員名義のカードに未利用残高を移行することをいいます。

⑬「利用資格喪失」とは、当社所定の方法により、会員から又は当社からアクアカードサービスを利用する権利を喪失することをいいます。

⑭「利用停止措置」とは、当社の判断により行う、一時的なアクアカードサービスの利用の制限、利用資格喪失その他のアクアカードサービスの利用の停止措置をいいます。

第3条(申込み等)

(1) 会員は、コメリグループの店舗内及び当社所定の方法で申込書に記載、又は入力する方法によりカードの申込みができます。

(2) 会員は、カードの申込みにあたり、氏名、連絡先その他の当社所定の会員に関する情報を当社に申告するものとします。

(3) 当社は、当社が定める基準を満たし、当社所定の手続きを経たうえでアクアカードサービスの利用を認める会員に対してカードを発行又は、カード番号を付番します。

第4条(カードの貸与と取扱い)

(1) 当社は、会員本人にカードを貸与します。会員は直接カードを受け取ったときは、直ちにカード裏面の所定欄に会員ご自身の署名をするものとします。

(2) カードの所有権は、当社にあります。会員は貸与されたカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管するものとし、紛失、盗難及び不正利用に対して適切な防衛対策を常に講じるものとします。

(3) 会員は、第三者に対して、カードを貸与して利用させること、又はカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定することはできません。

(4) 会員が前(3)項に反して第三者がアクアカードサービスを利用したことにより生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

(5) 会員は第2条①ロ)で定める方法で、第2条④で定める利用登録した場合、モバイル機器に付番された顧客番号等の管理等についても(2)項から(4)項同様に扱うものとします。

第5条(チャージ)

会員は、当社が定めたカードの限度額の範囲で、当社所定の方法により、カードに繰り返しチャージすることができます。ただし、当社は、申込み時に申告された会員情報の登録未完了その他の事由により、複数回のチャージを認めないことがあります。

第6条(カード決済)

(1) 会員は、加盟店で商品等の購入時のカード決済は、次の各号の方法により行われます。

①加盟店においては、カードを提示し、加盟店の機器にカードを読み取ることでカード決済ができます。カード決済の金額が加盟店所定の金額を超える場合は、当社又は加盟店が定める方法にてカード決済ができます。

- (2) 当社又は加盟店が指定した特定の商品等の購入時には、カード決済ができない場合があります。
- (3) 会員がカード決済をした場合、当社は、当該会員の未利用残高から、当該カード決済にかかる金額を即時に減算します。ただし、カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、即時に減算ができない場合があります。
- (4) カード決済して購入した商品等を返品した場合は、当該金額を未利用残高へ戻します。ただし、返品は商品等を購入した当該加盟店店舗に限り処理できるものとします。

第7条(手数料)

- (1) 会員は、当社が請求する場合、カード交付時又はアクアカードサービスの利用時に当社に対して次の手数料を支払うものとします。当社は、会員に対して当社所定の方法により手数料を通知します。
 - ①カードの発行手数料・・・100円(税込み)
 - ②カードの再発行手数料・・・100円(税込み)
 - ③前各号のほか、当社が定めた手数料なお、第2条①ロ)で定める方法の場合は除きます。
- (2) 会員が前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、現金で支払い又は即時に若しくは手数料相当額のチャージがあった時点で、未利用残高から控除されるものとします。

第8条(限度額)

- 当社は、カードに当社が定めた次の各号の上限額(以下総称して「限度額」といいます)を設定します。
- ①1回にチャージできる金額は1,000円単位
 - ②1回にチャージできる上限額は49,000円
 - ③カードにチャージ可能な上限額は300,000円
 - ④前各号のほか、当社が設定する上限額

第9条(未利用残高の確認)

会員は、カード決済時のレシート及び当社所定の方法により、カードの未利用残高を確認できるものとします。

第10条(超過利用時の措置)

- (1) カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、会員は、カード決済時に未利用残高を超えて加盟店に支払いができる場合があります。この場合、会員は、当社が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当社が、会員に対して超過利用分の支払いを請

求することをあらかじめ承諾するものとします。

- (2) 会員は、当社が当該超過利用分を請求した時には当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により当該超過利用分の金額を当社に対して支払うものとします。
- (3) 当社は、前項に基づく超過利用分の請求に替えて、会員がカードにチャージを行った際に、何ら催告することなく、チャージ後の未利用残高から当該超過利用分の全部又は一部を充当することができることをあらかじめ承諾するものとします。
- (4) 前三項において、当社が会員に請求したにもかかわらず期日までに支払いを行わず、又は超過利用時から相当期間内に会員が超過利用分全額を充当できるチャージを行わなかった場合、当社は、何ら催告なく当該会員のカードの利用停止を行い、また当該会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

第 11 条(換金不可)

当社は、理由の如何を問わずカードの換金をすることはできません。

第 12 条(払戻し)

会員は、第 25 条及びその他法令に基づき払戻しが行われる場合を除いて払戻しを受けることはできません。

第 13 条(残高失効)

チャージ残高の有効期限は、入会日、最後にチャージした日、又は最後にご利用した日のいずれか遅い日から 2 年となります。この期間にチャージ又はご利用がない場合は、残高の有無に関わらずチャージ残高は失効となります。同時にアクアカードを退会するものとします。

第 14 条(禁止行為)

会員は、カードの申込み又はアクアカードサービスを利用するにあたり、次の行為をしないものとします。

- ① 第 4 条(3) 項に反すること
- ② 当社に虚偽の情報を申告すること
- ③ カードの複製、偽造、変造、印刷若しくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます)を行うこと、又はカードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらず、カードを利用すること
- ④ カードに記載されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること
- ⑤ 他の会員になりすますこと
- ⑥ 換金やマネー・ローンダリングを目的としてアクアカードサービスを利用すること
- ⑦ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第 15 条 (利用資格喪失)

- (1) 会員は、当社所定の方法により当社に申し出ること、カードの利用資格を喪失することができます。利用資格喪失後には一切のアクアカードサービスの利用及び払戻しをすることができません。
- (2) 当社は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、カードの利用資格喪失をすることができるものとします。利用資格を喪失した場合、会員は、以降一切のアクアカードサービスを利用することができないものとします。
 - ① 第 13 条の規定に該当した場合
 - ② 第 14 条の規定に違反した場合
 - ③ 第 24 条(1) 項又は(2) 項の規定に違反、又は違反している疑いがあると当社が判断した場合
 - ④ 会員が過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はカードの利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合
 - ⑤ 会員の利用状況等に照らして、会員として不適當であると当社が判断した場合
 - ⑥ その他会員が本規約に違反した場合
- (3) 当社は、会員が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からカードを回収することができるものとします。

第 16 条 (紛失・盗難・不正利用時の対応)

- (1) カードの紛失、盗難、詐取、横領、偽造カードの使用及びその他カード番号盗用等 (以下単に「紛失盗難等」という) にあったことを知ったときは、会員は、直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出します。
- (2) 紛失盗難等により第三者にカードを不正に利用された場合において、会員が前項の届出書を当社に提出し、かつ当社が認めたときは、紛失盗難等の届出書を当社が受理した日を含め 61 日前までさかのぼり、その後発生した不正使用による会員の損害を保障します。
- (3) 当社は、第三者からカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該カードについて利用停止措置をとる場合があります。
- (4) 会員は、(3) 項の場合、当該利用停止措置の解除を求められません。
- (5) 当社は、カードが第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合、会員へ事前の通知又は催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。
- (6) 当社は、会員に対し、会員の個人情報及び本人確認資料の提出、及びカードの紛失、盗難又は不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、会員は、当該請求に協力するものとします。
- (7) 当社は、会員が紛失又は盗難した当該カードは同番号での再発行を行いません。会員は、

カードの再発行を希望するときは、当社所定の手続きを行い、第7条に定める再発行手数料を支払うものとします。なお、会員は、再発行したカードの番号等が変更されることを承諾するものとします。

(8) 会員は、前項の手続きによりカードを再発行したとき、利用停止措置が完了し、かつ未利用残高が確定したと当社が認めた時点で未利用残高がある場合は、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。

(9) 会員の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの未利用残高は消滅し、会員は旧カードでアクアカードサービスを利用することはできません。

第17条(保障されない損害)

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、保障の責任を負わず、その損害の全部を会員が負担します。

- ① 会員の故意又は重大な過失によって生じたとき。
- ② 会員の家族、同居人等、会員の関係者によって使用されたとき。
- ③ 紛失盗難届の内容が虚偽であるとき。
- ④ 会員規約に違反している状況において紛失盗難等が生じたとき。
- ⑤ カードの署名欄に会員自身の署名がない状態で損害が発生したとき。
- ⑥ 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難等が生じたとき。
- ⑦ 紛失盗難等の届出を当社が受理した日の61日以前に損害が生じたとき。
- ⑧ 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、当社の行う被害状況の調査に協力しなかったとき、又は損害防止軽減のための努力を行わなかったとき。
- ⑨ その他、会員が当社の指示に従わなかったとき。

第18条(汚損等による再発行)

(1) カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由によりカードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードでアクアカードサービスを利用することはできません。なお、同一会員からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、残高移行を認めない場合があります。

(2) 前項によりカードを再発行した場合、第7条に定める再発行手数料をお支払いいただきます。

第 19 条 (カードの利用制限等)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなくカードの利用を一時的に制限する場合があります。

- ①アクアカードサービスの利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカードの利用を一時的に中断することが必要な場合
- ②カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合
- ③その他、当社がカードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

第 20 条 (制限責任)

法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、アクアカードサービスの利用の際に各種機器の異常による決済不備に起因する問題、その他アクアカードサービスの利用に係る会員に生じた不利益又は損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失による場合を除きます。

第 21 条 (加盟店との紛議)

- (1)カードより購入した商品等に生じた返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題について、会員は、加盟店との間で問題を解決するものと、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2)前項の場合においても、会員は、当社に対し、アクアカードサービスの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 22 条 (届出事項の変更)

- (1)会員が当社に届け出た事項に変更があった場合、会員は、すみやかに当社に対し変更の旨を申し出、当社所定の手続を行うものとします。会員がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メールを含みます。以下同じ。)が会員に到着しなかった場合、通常当該送付物が到着するであろうときに到着したものとみなします。
- (2)会員が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者もしくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が会員に到着しなかった場合、通常当該送付物が到着するであろうときに到着したものとみなします。

第 23 条 (本規約の変更等)

- (1)当社は、次の各号に該当する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(<https://www.komeri-card.com/>)において公表するほか、必要がある時にはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www.komeri-card.com/>) において告知する方法又は本会員に通知する方法等により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員が当社ホームページ掲載後若しくは通知書到達後にカードを使用したとき、又は当社ホームページ掲載後若しくは通知書到着後異議なく 30 日間経過したときは、本人会員は、変更内容を承認したものとみなします。
- (3) 「株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」「株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項」「コメリポイントサービス規約」「コッコPay 特約」を改定する場合も本条を準用します。

第 24 条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ その他前各号に準ずる者
 - ⑨ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ⑪ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑬ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 会員は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

- (3) 当社は、会員が(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、利用資格喪失若しくはその措置を講じることができるものとします。
- (4) 前項により当社に損失、損害又は費用(以下「損失等」といいます)が生じた場合、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定を適用したことにより利用者に損失等が生じた場合、会員は、当該損失等を当社に請求できないものとします。

第 25 条(アクアカードサービスの終了)

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、アクアカードサービスを全面的に終了することができるものとします。①社会情勢の変化②法令の改廃③その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、会員は当社の定める方法により、未利用残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 26 条(業務委託)

当社は、本規約に基づくアクアカードサービスの運営管理に関する業務を第三者に委託することができるものとします。

第 27 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されます。

第 28 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに承諾します。

第 29 条(付帯サービス等)

- (1) 会員は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス若しくは特典(以下「付帯サービス等」という)を利用する場合であって、付帯サービス等の利用に関する規約等があるときは、それに従うことをあらかじめ承認します。
- (2) 会員は、当社が必要と認めた場合に、付帯サービス等を改廃することをあらかじめ承認しま

す。

相談窓口

株式会社コメリキャピタル/お客様相談室

0570-07-0892 受付時間 9:00～18:00、年中無休(1/1～1/2を除く)

コッコPay特約

第1条(定義)

本特約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによります。

- ①コッコPayとは、会員がコメリカード若しくはアクアカードをモバイルで決済利用するために必要な機能を備えることができるモバイル機器(以下、本特約において、スマートフォン、携帯電話などを総称して「モバイル機器」という)のアプリケーションソフトウェア(以下、「アプリ」という)に登録したコメリカード若しくはアクアカードにおいて、株式会社コメリキャピタル(以下、「当社」という)が認めたものをいいます。
- ②「会員」とは、当社所定の入会手続きにおいてコメリカード会員規約若しくはアクアカード会員規約を承諾のうえ入会を申し込まれた方で、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(適用範囲)

本特約は、コッコPayの利用方法について定めたもので、登録するカードによりコメリカード会員規約又はアクアカード会員規約並びにそれらに付随する同意条項、特約等に加え、コッコPayを利用する会員に適用されます。

第3条(利用前の準備)

- (1)会員がコッコPayを用いてコメリカード並びにアクアカードの機能を利用するためには、モバイル機器が必要です。また、モバイル機器でコッコPayによる決済やポイント付与並びにそれらに付随する情報照会等のサービスを受けるために必要な通信費は会員の負担とします。
- (2)モバイル機器の品質又は欠陥に関する問題については、当社は、当社の責めがある場合を除きその責任を負わず、それらの問題が生じた場合には、会員と該当モバイル機器の提供者との間で解決するものとします。
- (3)会員は、モバイル機器でコッコPayのご利用を可能にするための機器操作を、モバイル機器の画面上に表示された当社所定の手続き及び手順に従い、実行するものとします。なお、モバイル機器の機種やアプリのバージョン・利用状況等によっては、会員はコッコPayがご利用いただけない場合や、利用機能を制限される場合があることをあらかじめ承諾するものとしま

す。

(4) コッコPayのサービスを受けるためには、①既にお持ちのCOMICAカードの必要事項を登録してカードと併用してご利用する方法、②既にお持ちのアクアカードの必要事項を登録してカードから切り替えてご利用する方法、③コッコPayに直接アクアカードを申し込む方法の三通りの方法があります。

①の場合、クレジットのご利用可能額の管理やご請求などは、既存のCOMICAカードを利用されたものと同様に取扱います。

②の場合、お持ちのプラスチックのアクアカードはご利用できないものとします。

③の場合、コッコPayに直接お申込みいただいた場合は、新規にアクアカードを申し込んだものとみなし、その範囲でのご利用となります。

第4条(第三者による利用、不正利用等の禁止)

(1) 会員は、コッコPayを他人に利用させたり、モバイル機器やCOMICAアプリの偽造・変造・改ざん・その他の不正な方法による利用をすることはできません。

(2) 当社は、コッコPayを本人以外が不正に利用した場合でも、紛失や盗難等があった場合でCOMICAカードのカード会員保障制度並びにアクアカード会員規約第16条に基づき当社に届け出た場合を除き、会員本人が利用したものとみなします。

第5条(顧客番号等の管理)

(1) 会員はコッコPayに「顧客番号」、「生年月日」、「携帯電話番号」、等(以下、総称して「顧客番号等」という)を登録します。なお、コッコPayに直接アクアカードを申し込んだ場合は、新たに顧客番号等を付番します。

(2) 会員による顧客番号等の管理又は誤用に起因して生じた会員の損害について、当社は一切責任を負いかねます。

(3) 会員は、顧客番号等が第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにCOMICAカード並びにアクアカードの会員規約、若しくは当社ホームページに記載の「(株)COMICAキャピタルお客様相談室」に連絡のうえ、当社の指示に従うものとします。

(4) コッコPayを利用する場合、モバイル機器に付随する機能等を使うなど、会員が責任もって不正利用等を防止するものとします。もしコッコPayでの決済において、モバイル機器の生体認証、暗証番号等を設定していなかったことにより不正な利用等があった場合は、会員の責任となることを承諾するものとします。

第6条(コッコPayの利用等)

会員は、当社が適当と認めた店舗においては、コッコPayでの決済時に伝票等への署名等の代わりに、モバイル機器で「生体認証、暗証番号の入力」等を行ったうえでコッコPayのバーコードを表示し、決済端末機等で読み取る方法により、商品の購入又はサービスの提供などを受ける

ことができます。なお、決済端末機等の故障等の場合には、当社が別途適当と認める方法でカードを利用することを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条(コッコPayの利用ができない場合)

- (1) 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、コッコPayを利用した商品の購入又はサービスの提供などを受けることができないことをあらかじめ承諾するものとします。
- ① コッコPayを提供するシステムに故障が生じた場合及びシステム保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合。
 - ② コメリアプリ搭載のモバイル機器、利用端末・チャージ端末、ネットワーク機器、これらに付随する機器等の破損又は電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合。
 - ③ コメリアプリのバージョンが最新でない場合。この場合、会員はコッコPayでの決済機能以外の機能も利用できないことがあります。
 - ④ 会員が故意又は過失によりコメリアプリがインストールされたモバイル機器でコッコPayの利用を不可能にするために機器操作等を行った場合。
 - ⑤ 当社が定める理由によりカード利用停止となっている場合。
 - ⑥ その他やむを得ない事由のある場合。
- (2) 会員は本来受けることができた特典等に関しても、故障・障害・サービスの休止等のケースでは受けることができないことをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 第1項各号に定める事項及びその他の理由により、会員がコッコPayを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益又は損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失による場合を除きます。

第8条(コッコPayの退会、会員資格の喪失および退会、会員資格喪失時の措置)

- (1) 会員は、コッコPayに登録したコメリカード若しくはアクアカードを退会した場合やカードの利用を停止又は会員資格を取り消された場合、コッコPayも退会、会員資格の喪失により利用できなくなります。なお、アクアカードの未利用残高を使い切っていない場合で退会した時は、コッコPayの利用ができなくなります。また、現金の払い出しも行いません。原則、退会・停止までに使い切っていただくものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合当社は、事前の通知・催告を要せず、会員によるコッコPayの利用を直ちに中止させることができるものとします。
- ① 「コメリアプリ」を偽造又は変造若しくは改ざんするなど不正に利用した場合。
 - ② コッコPayを他人に使用させたり、不正に使用したりした場合。
 - ③ 申込み時に記載若しくは登録した事項が事実と異なる場合。記載又は登録時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。

- ④その他、会員が「コメリカード会員規約」及び「アクアカード会員規約」それらに付随する同意条項、特約並びに本特約に違反した場合。
- ⑤上記に準ずる行為等が有り、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3) コッコPayを利用した決済、又はチャージを行ってから2年間決済やチャージが無い場合、残高の有無に関わらず退会とみなし、チャージ残高は失効します。
- (4) 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失し、一切のコッコPayを利用できなくなります。この場合、現金の払戻しは行われません。

第9条(モバイル機器の破損や紛失・盗難時の対応)

- (1) 利用しているモバイル機器が故障や破損などで利用できなくなった場合、新しいモバイル機器に故障したモバイル機器で使用していた顧客番号等を登録することにより、アクアカード残高は自動的に引き継ぎ利用できるものとします。また、同様に、新しいアクアカード(プラスチックカード)をお申込みいただいた場合は、そのカードにアクアカード残高を移行できるものとします。その場合は、店舗の窓口にお越しいただく必要があります。
- (2) 「コメリアプリ」をインストールしたモバイル機器を紛失したり盗難に遭ったりした場合コッコPayの利用を停止するために会員はただちに当社に届出をし、コッコPayの利用を止める手続きを取るものとします。紛失盗難等により、第三者にカードを不正に利用された場合において、コメリカード会員規約又はアクアカード会員規約に準ずるものとします。
- (3) 会員は、モバイル機器の破損や故障及び紛失や盗難によりコッコPayの機能が一定期間利用できなくなることをあらかじめ承諾するものとします。

第10条(機種変更等)

- (1) 会員がモバイル機器を機種変更などにより別のモバイル機器に変更する場合は、変更後のモバイル機器(以下、「新モバイル機器」という)に「コメリアプリ」を再インストールし、再度コッコPay登録を行うものとします。
- (2) 新モバイル機器のコッコPayにおいて、変更前に登録していた顧客番号等を入力することで、アクアカード残高を引き継ぐものとします。
- (3) 新モバイル機器のコッコPayの登録において、旧モバイル機器での登録を移行する手続きを行うことで引き継ぐものとします。

第11条(サービス内容の非保証・変更及び広告の掲載)

- (1) 当社はコッコPay機能の提供には万全を期しておりますが、サービス内容に関する契約不適合(セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグを含む)がないことを、明示的にも黙示的にも保証していません。また、当社は、お客様にあらかじめ通知することなくサービスの内容や仕様の変更、提供の停止又は中止をできるものとします。
- (2) 当社は、コッコPayの画面等に、当社又は当社に掲載依頼をした第三者の広告を掲載でき

るものとします。

第 12 条 (通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行う場合には、当社は会員から届出のある住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送、若しくはアプリ内で通知をすれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第 13 条 (特約の変更)

本特約の変更は、コメリカード会員規約の第 I 章第 19 条、及びアクアカード会員規約第 23 条を準用します。この場合、同条の「本規約」の部分「本特約」と読み替えるものとします。

コメリカード会員規約はこちら

<https://www.komeri-card.com/card/img/00.pdf>

アクアカード会員規約はこちら

<https://www.komeri-card.com/card/img/12.pdf>

株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項

第 1 条 (本同意条項)

- (1) 本同意条項は、株式会社コメリキャピタル(以下「当社」といいます)によるアクアカード(以下「カード」といいます)の会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。
- (2) 本同意条項は、アクアカード会員規約の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限りアクアカード会員規約の定めによるものとします。

第 2 条 (個人情報の取得、保有、利用及び預託)

- (1) 会員は、当社が①号に定める会員の情報(以下総称して「個人情報」といいます)を、②号に定める目的のため取得し、当社所定の保護措置を講じた上でこれを保有及び利用することに同意します。

① 当社が取得、保有及び利用する個人情報

- a. カードの申込書に記載された会員の氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレスその他の会員が申込書に記載した情報
- b. カードの契約日、チャージ額及び未利用残高
- c. カードの利用日、加盟店舗及び利用額等お買上げに関する情報
- d. お問い合わせ・相談のため電話窓口及び書面等で受付け録音した通話内容又は当該

書面の内容

- e. ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項、その他の本人認証に関して取得する情報

② 個人情報の利用目的

- a. カード申込内容の確認及び管理のため
- b. アクアカードサービスの利用内容の確認及び管理のため
- c. カードを会員に送付するため
- d. 次条に定める営業活動等のため
- e. その他、カードのサービス提供及び利用者の管理に必要な一切の行為のため
- f. ①号の d については、お問い合わせ・相談内容の確認、及びお客様対応の品質向上を目的とする教育・研修のため

(2) 会員は、当社が個人情報の取扱いに関する業務の一部又は全部を当社の委託先企業に委託する場合、個人情報保護の契約を締結した上で、前項により取得した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って個人情報を利用することに同意します。

第3条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

(1) 会員は、当社が次の目的で、個人情報を利用することに同意します。

- ① コメリポイントサービス規約第8条記載のコメリグループ企業(以下「コメリグループ」といいます)が行うコメリポイントサービスを提供するため
 - ② 前払式支払手段の発行その他の当社が行う事業(それらに付随して提供するサービスを含み、以下「当社の事業」といいます)における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため
 - ③ 当社の事業における商品開発・市場調査のため、又は新業務情報及び新商品のお知らせ並びに関連するアフターサービスを行うため
 - ④ 当社が委託を受けた事業者の営業(催事、新商品、新店舗開店情報、通信販売、保険商品、旅行企画提供)に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため
- ※当社の事業とは、前払式支払手段の発行、クレジットカード事業、金銭貸付業務、集金代行業務、生命保険の募集、損害保険の代理業、その他会社の目的として登記されている業務です。

当社の具体的事業については、当社ホームページ(<https://www.komeri-card.com/>)でお知らせしております。

(2) 会員は、前項の利用について中止の申出をすることができます。

第4条（個人情報の開示等）

(1) 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、利用目的の通知、第三者提供記録の開示(以下「開示等」という)を請求することができます。

① 当社に開示等を求める場合には、第7条記載のお客様相談室に連絡してください。開示等請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)詳細についてお答えします。また、開示等請求手続につきましては、当社ホームページ(<https://www.komeri-card.com/>)でお知らせしております。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第5条（同意条項の変更）

この同意条項の変更は、アクアカード会員規約第23条(本規約の変更等)を準用します。この場合、同条の「本規約」の部分を「この同意条項」と読み替えるものとします。

第6条（同意条項に不同意の場合）

当社は、会員が本規約の必要な記載事項(カード申込書の表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及びこの同意条項の内容の全部又は一部に同意できない場合、アクアカードサービスの利用をお断りすることがあります。

第7条（管理責任者及びお問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示等についての会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記のお客様相談室までお願いします。

苦情相談窓口・個人情報に係る相談窓口

株式会社コメリキャピタル お客様相談室

個人情報保護管理者 代理人 カード事業部長

新潟県新潟市中央区笹口1-19-24 〒950-0911 TEL (0570)07-0892

受付時間 9:00～18:00、年中無休(1/1～1/2を除く)

株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の取得・保有)

ポイント会員(申込者を含む。以下同じ)は、コメリポイントサービスを行うため、以下の情報(以下「コメリポイント個人情報」という)を、株式会社コメリが保護措置を講じた上で取得・保有することに同意します。

- ① 所定の申込書にポイント会員が記載した氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、ご職業、eメールアドレス及びこれらの登録後に当社が取得した変更後の情報を含む。
- ② 申込日、契約日、コメリグループでの利用に関する情報の利用日・商品名・契約額・顧客番号・ポイント加算・減算残高

第2条(個人情報の利用)

ポイント会員は、株式会社コメリが以下の目的のために、第1条①②の個人情報を利用することに同意します。

- ① 商品の販売・注文・配送・設置・修理・点検・アフターサービスのため
- ② 返品受付、商品交換、拾得物等の連絡のため
- ③ 各種商品やサービス、通信販売等に関する営業案内のため
- ④ マーケティングおよび販売促進のため
- ⑤ 各種お問い合わせへの回答のため

第3条(同意条項の変更)

この同意条項の変更は、アクアカード会員規約第23条(本規約の変更等)を準用します。この場合、同条の「本規約」の部分「この同意条項」と読み替えるものとします。

第4条(個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等の窓口)

コメリポイント個人情報に関して開示・訂正・削除についてのコメリポイント会員のお問い合わせは、株式会社コメリの各店舗又は下記までお願いします。

株式会社コメリキャピタル/お客様相談室 0570-07-0892 受付時間 9:00～18:00、年中無休
(1/1～1/2を除く)

コメリポイントサービス規約

第1条(目的)

- (1) コメリポイントサービス規約(以下「ポイント規約」という)は、株式会社コメリキャピタル(以下「当社」という)に「アクアカード」(以下「カード」という)へ入会を申し込まれた方で、株式会社コメリが認めた方(以下「会員」という)を対象として、第8条記載のコメリグループ企業(以下「コメリグループ」という)が提供するコメリポイントの各サービスについて定めるものです。ポイント規約に記載する語句の定義は、特段の定めがない限りアクアカード会員規約の定めによるものとします。
- (2) 会員は、ポイント規約を遵守します。

第2条（カードの発行）

- (1) 申込者が当社から「アクアカード」を直接カードの貸与を受けたとき、又は当社指定のアプリ（以下「ココ Pay」という）でモバイル機器を用いた場合、申込者は、ポイントサービス会員とアクアカード会員の双方の地位を取得します。
- (2) 前項のカードが貸与されたときは、その署名欄に自署し、善良なる管理者の注意義務をもって、そのカードを使用し、保管します。
- (3) コメリポイントサービスについては、本規約が適用されます。

第3条（コメリポイントサービスの利用制限等）

- (1) コメリポイントサービスの利用は、会員本人に限られるものとします。
- (2) ポイントサービスは、株式会社コメリの店舗（コメリグループの一部店舗を含む）で、有効に利用できます。ポイントに関するお問い合わせは、本規約第8条記載の電話番号まで、お願いします。

第4条（カードの紛失、盗難）

会員は、貸与されたカード若しくはココ Pay を登録したモバイル機器を紛失し又は盗難にあったときは、速やかに当社又は株式会社コメリに連絡します。この場合、付与されたポイントは、すべて失効します。

第5条（カードの再発行）

会員は、「アクアカード」が汚損、紛失又は破損した場合で、当社が認めたときは、再発行を受けることができます。この場合、アクアカード会員規約に定める再発行手数料をご負担いただきます。

第6条（届出事項の変更）

会員は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号等について変更があった場合は、所定の届出書により当社に届け出るものとします。この場合、その届けを怠ったことにより、株式会社コメリ又は当社からの通知又は送付書類が延着又は不到達となっても、株式会社コメリ及び当社は、一切の責任を負いません。

第7条（コメリポイントサービス）

- (1) コメリグループの店舗で商品を購入し、又はサービスの提供を受けるに当たって、アクアカードで決済又はココ Pay で決済した金額に対して、コメリグループ所定のコメリポイントが付与されます。
- (2) コメリポイントは、コメリポイントサービスについて締結しているコメリグループにて、当社所定

の単位で利用できます。

(3) コメリポイントサービスは、あらかじめ当社のホームページへの掲載等をおこなった上で、変更又は終了する場合があります。

第8条（コメリグループ企業）

株式会社コメリ……パワー及びハード&グリーン等のチェーンストア経営

株式会社ライフコメリ……LP ガス・石油類の販売

北星産業株式会社……グループの物流管理

株式会社ビット・エイ……POS、物流、オンラインショッピング、Web-EDI等のシステム開発・運用・保守業務

株式会社ムービータイム……書籍等の販売

株式会社コメリクリエイト……設計監理及び請負施行

株式会社コメリサポート……清掃、補修メンテナンス事業

※最新のコメリグループはホームページで公表しております。

株式会社コメリキャピタル

コメリカードセンター/ 新潟県新潟市中央区笹口 1-19-24 〒950-0911 TEL 0570-09-8739

第9条（ポイントの失効）

未利用のコメリポイントは、当社所定の基準により失効します。

第10条（会員資格の喪失）

次の場合、会員は、当然にその資格を喪失します。この場合、資格喪失と同時に、それまでに蓄積されたポイントも、失効します。

- ① 本規約に違反した場合
- ② アクアカードの脱会の申出をした場合
- ③ その他会員としてふさわしくないと当社が判断した場合

第11条（規約の変更）

本規約の変更は、アクアカード会員規約第23条(本規約の変更等)を準用します。